

日時・場所	平成28年5月2日（月） 13時～ 庁議室
出席者	山仲市長、川端教育長、立入議会事務局長、寺田政策調整部長、遠藤総務部長、上田市民部長、瀬川健康福祉部長、辻村健康福祉部政策監、小山都市建設部長、白井環境経済部長、藤池教育部長、野玉会計管理者、服部広報秘書課長、事務局（企画調整課）

## 1. 市長指示事項

- ・ 連休中は日頃できないことをしたり、自己啓発をしたりするなど、有効に過ごしてほしい。
- ・ 様々な事業を実施するにあたり、困難な課題も数多く発生すると思うが、困難だから避けるというのではなく、困難だが積極的に関わると意識をもってほしい。使命感というよりは、客観的に行わなければならないこととして、それを課題解決として認識すること。使命感というと人間の気力や意欲に関わってくるが、それ以前に必要だと認識すると心も体も動いてくる。それぞれの仕事のスタイルに合わせながら業務を進めてほしい。
- ・ 新年度に入って、職員の異動等があり、いくつかトラブルが発生している。以前から指示しているが、絶対に口先だけで仕事をしないようにすること。その場が凌げたらいいというやり方をすると、その場は凌げるかもしれないが、後で大きな問題として余計に手間がかかる。問われて答えられないことが恥ずかしいとか、調べることが面倒だとか、安易な考えに陥りがちだが、そこはスポーツと同様、持ちこたえて、誠実に内容を確認したうえで、処理、応対、返答すること。

## 2. 報告事項

### ① 平成28年度 企業内人権啓発推進班員体制について

〔所管： 環境経済部〕

従業員10人以上の事業所139社に対し、企業内人権啓発推進班員全体による企業訪問（7月～8月）及び企業啓発指導員を中心とした研修未実施企業等への訪問（2月）を実施する。全庁で推進班体制を構築する。具体的な班編成及び訪問企業の割り振りは、後日決定する。

→単なる御用聞き、恒例の行事という位置付けにはいけない。県の資料を配布して、就職差別の撤廃、男女の対等な登用や処遇を求めるだけではない。重く考える必要はないが、人権だけではなく、多面的なコミュニケーションの貴重な機会として捉えること。課題把握の機会等有効なツールとして活用すること。

→1社にかける時間はどれくらいか。

→30分程度である。調査票をあらかじめ配布しており、前年度と今年度の従業員の数が分かり、増減が把握できるので、採用計画等についてのやり取りをしている。

→それを整理して、統計処理はしているのか。

→統計処理まではしていない。訪問者が記録を作成して、課題等があれば担当課である商工観光課に連絡することとなっている。

→手間をかける必要はないが、企業名は出さずに市内企業の雇用環境等がある程度の精度で分かるのであれば、今後の政策形成に向けた情報の一つとして活用すべき。

→検討する。

### ② 教育委員会所管施設のアスベスト対策について

〔所管： 教育委員会〕

海洋センターのうち、体育館、プールおよび野洲市レークセンターの3施設において、アスベストを含有する内装材が使用されていた。アスベストの使用されていた内装材は、それぞれレベル3に分類されるもので、通常使用では発じん性は低く、破断した場合であっても適切に処理すれば問題ない。破断した部分の飛散防止処理は完了しており、気中濃度を測定したが、アスベストは検出されなかった。また、破断した部分は、内装材を取り替え、劣化部分は隔離したので飛散の可能性及び暴露の恐れはない。

今後は、適正管理に努め、万一破断した場合においても適切な処理を講じる。また、施設の改修に合わせて計画的に交換を実施する。

③ 平成28年第2回野洲市議会定例会提出議案（案）について

〔所管： 総務部〕

報告1件、専決処分3件、補正予算1件、条例制定・改廃6件を提出する。  
→クリーンセンター解体工事請負契約関連議案の追加を予定している。

④ 平成28年度 野洲川河川公園内工作物撤去訓練参加協力について

〔所管： 都市建設部〕

5月30日（月）9時30分から野洲川河川公園内工作物撤去訓練を実施するので協力願う。各水防班より3名、合計30名の参加を依頼する予定である。

⑤ 市道陥没による車両損傷事故について

〔所管： 都市建設部〕

4月28日（木）に市道大篠原入町線において舗装の剥離による陥没があり、走行していた自動車のタイヤとホイール等が損傷する事故が発生した。事故発生直後、被害に遭われた方に怪我はないとのことだったが、数日経って、負傷したとの連絡があったので、適切に対応する。現場については早急に常温合材による応急処理を行い、本日中には修繕工事を完了する予定である。

→本市道は農道仕様になっており、国道8号のバイパス的道路として一般車両が多数往来するという想定で整備されておらず、路盤や舗装圧が薄いので、どう対応するのかが以前から課題となっている。県道への移管という話はどこまで進んでいるのか。

→農道仕様で整備されている以上、県としては受けられないとのことである。平成27年度、市道の主要幹線について、本路線も含め路面状況調査を実施した。その結果、本路線については、路盤を入れ替え舗装をやり直す工事を国の交付金を活用し、今年度予算の範囲内で実施する予定である。

→工事完了後は県が移管を受け入れてくれるのか。以前から要望はしているはず。

→要望はしている。工事完了後、県との協議をする予定である。

→工事後の協議ではいけない。通常の道路仕様でないので移管は受けられないということであるならば、整備し直せば県が移管を受けるということを条件に工事に着手しなければならない。本道路の市域内をすべて整備するとなると億単位の事業費が発生すると考えられ、総事業費を算出したうえで最終的にどこが責任を持つのかを明確にする必要がある。今回事故に遭われた方は市外の方であるし、野洲と近江八幡を結ぶ道路であり、元々、県が整備した広域農道であることから県道に位置付けてもよいと考える。人身事故が起こってからでは遅いので、早急に整理すること。現状の路盤や舗装のスペックについても設計書で再度確認しておくこと。

### 3. 協議事項

① 野洲市余熱利用施設整備基本計画策定業務について

〔所管： 環境経済部〕

新野洲クリーンセンター余熱利用施設整備に関する基本方針は、当施設の余熱利用（温熱利用）を中核に「健康」を機軸とした地域の活性化を図ることである。

本方針に沿って、野洲市余熱利用施設整備基本計画策定業務を実施するに当たり、契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定める。【野洲市余熱利用施設整備基本計画策定業務プロポーザル実施要領（案）】

その業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を厳正かつ公平に決定するため、本業務に係るプロポーザル審査委員会を設置する。【野洲市余熱利用施設整備基本計画策定業務に係るプロポーザル審査委員会設置要綱（案）】

→質疑応答をスケジュールに入れる必要があるのではないか。

→要領の本文中には明記している。なお、質疑応答の期間が短いのではないかと意見があるが、仕様書の周知は5月18日から行うので、問題はないと考える。

→（仮称）野洲市民病院建設基本設計業務委託も同時期でプロポーザル方式を採用するが、両手続きに合理的な差異がある部分を除き、共通の手続きに関する部分は差異がないよう十分にすり合わせをしておくこと。特に、内容や手続きは最大限公表するなど透明化を図ること。

② 第2次野洲市環境基本計画（案）に係る意見照会について

〔所管： 環境経済部〕

第2次野洲市環境基本計画（案）は、現行の環境基本計画（平成19年3月策定、計画期間：平成19年度から平成28年度まで）の取り組みを継承しつつ、社会情勢の変化に応じた内容への見直しと共に、実効性のある計画として策定を進めている。各課における環境関連施策との整合について照会するので、内容を確認し報告されたい。報告期限は平成28年5月13日（金）まで。

#### 4. その他伝達事項

- ・ 市民病院の整備推進のための予算と条例が市議会で可決されたにもかかわらず、それに対し、いまだに議長や議会選出の監査委員といった要職にある議員が異を唱えている。特に監査委員は中立的立場で本市の財務に関する事務の執行等について監査する立場にあり、執行部として予断と偏見のない適正な監査が受けられるのか懸念する。
- ・ これまで、随時でのプレス発表については直近の庁議において報告をしていたが、迅速性に欠けるため、今後はプレス発表されたと同時に庁内イントラの掲示板に掲載する。

#### 5. 次回部長会議

5月9日（月）8時45分～ 庁議室